

氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣から農作物被害を防止するために設置する侵入防止柵・恒久柵の整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣」とは、農作物に被害を与える猪、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、鹿その他動物をいう。

(対象者)

第3条 補助金の対象者は、市内に居住し、かつ、市内において農作物を栽培する個人若しくは団体又は集落であり、有害鳥獣による被害を受けている又は有害鳥獣による被害を受けのおそれがあると市が認めたものに対し、補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助の制限)

第5条 既に補助金の交付決定を受けた侵入防止柵・恒久柵を設置した土地又は鳥獣被害防止総合対策事業交付金等により侵入防止柵・恒久柵を設置した土地には、侵入防止柵・恒久柵を当該土地に設置した日から起算して8年を経過するまでの間は、補助は行わないものとする。

(交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 侵入防止柵・恒久柵の見積書
- (2) 侵入防止柵・恒久柵の設置位置図
- (3) 共同購入者の委任状（侵入防止柵・恒久柵を共同で購入する場合）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の可否を決定し、申請をした者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

(軽微な変更)

第9条 前条ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 侵入防止柵の設置位置を変更すること。
- (3) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告及び額の確定)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、侵入防止柵・恒久柵の設置が完了した日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金交付実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 侵入防止柵・恒久柵を設置したことがわかる写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市が必要と認めるもの

2 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容に適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき
 - (3) この要綱の規定に違反したとき
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

対象となる事業の種類	経費	補助率	限度額
侵入防止柵（電気柵、金網柵及びネット柵に限る。）の設置	柵の設置に係る資材購入費 （電気柵のパワーユニットに係る乾電池及びバッテリーは、対象外とする。）	1/2 以内 （1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）	個人 10 万円 団体 30 万円
恒久柵（金網柵、ワイヤーメッシュ柵等）の設置	柵の設置に係る資材購入費	1/2 以内 （1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）	集落 100 万円

備考

- ・受益地に山林を含む場合、その受益地内の農用地の面積が7割未満のときの補助率は、1/4以内とする。
- ・集落が侵入防止柵を申請する場合は団体として取り扱うものとし、その補助金額を恒久柵の限度額100万円の内数として取り扱うものとする。